

令和3年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第1日）						
招集年月日	令和3年9月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和3年9月6日	9時30分	議長	坂口久信	
	散会	令和3年9月6日	11時19分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席10名 欠席1名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	山口 一生	出	7番	田川 浩	出
	2番	西田 辰実	出	8番	江口 孝二	出
	3番	松崎 近	出	9番	所賀 廣	出
	4番	坂口 久信	出	10番	川下 武則	出
	5番	待永 るい子	欠	11番	久保 繁幸	出
	6番	竹下 泰信	出			
会議録署名議員	2番	西田 辰実	3番	松崎 近	6番	竹下 泰信
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 今 田 徹		(書記) 針 長 俊 英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	永 淵 孝 幸	環境水道課長	川 崎 和 久		
	副 町 長	毎 原 哲 也	農林水産課長	川 島 安 人		
	教 育 長	松 尾 雅 晴	税 務 課 長	安 西 勉		
	総 務 課 長	田 中 照 海	建 設 課 長	浦 川 豊 喜		
	財 政 課 長	西 村 正 史	会 計 管 理 者	山 崎 浩 二		
	企画商工課長	西 村 芳 幸	学 校 教 育 課 長	中 川 博 文		
	町民福祉課長	津 岡 徳 康	社 会 教 育 課 長	萩 原 昭 彦		
	健康増進課長 代表監査委員	野 田 初 美 山 崎 朝 彦	太良病院事務長	井 田 光 寛		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和3年9月6日（月）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議案一括上程
町長提案 報告第2号
議案第47号～議案第62号
町長の提案理由の説明
- 日程第5 委員長報告
総務常任委員会（所管事務調査及び行政視察）
経済建設常任委員会（所管事務調査）
- 日程第6 決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任について

午前9時30分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

令和3年9月定例会の招集告示に基づき、応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用中、御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから令和3年第4回太良町議会定例会第3回を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、御覧願います。

本日の議事を議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会期の署名議員として2番西田議員、3番松崎議員、6番竹下議員、以上3名を指名をいたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページを御覧願います。

本会期につきましては、去る9月1日、議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本日から9月17日までの12日間といたしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は原案どおり、本日から9月17日までの12日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（坂口久信君）

日程第3. 諸般の報告について、議長より報告をいたします。

会議規則第123条の規定により、6月定例会から今定例会までに派遣した議員については、議案集4ページの報告のとおりです。

次に、監査委員より6月定例会から今定例会までに実施された例月出納検査、随時監査等の監査結果報告がなされております。なお、お手元に報告書の写しを配付しておりますので、御覧願います。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案の上程。

町長提案の報告第2号、議案第47号から議案第62号までを一括上程をいたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

皆さんおはようございます。

令和3年9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御出席を賜り、ありがとうございます。

それではまず、本日の議案の提案理由を説明させていただく前に、当町の新型コロナウイルス感染症に関わる対応状況について申し上げます。

町民の皆様におかれましては、長期間にわたり感染拡大防止の取組に御理解と御協力をいただきまして、心よりお礼を申し上げます。しかしながら、御存じのとおり変異株による感染拡大が全国的に進んでおり、当町におきましても昨年3名にとどまっておりました感染者も今年8月頃より日ごとに感染者が増加しております。町民の皆様には、今後いま一層の感染予防をお願いいたします。

ワクチン接種事業につきましては、65歳以上の方の接種完了を7月末を目標に実施してまいりましたが、8月末現在で90%以上の接種率となっております。現在も引き続き接種計画に基づき若い世代の接種に取り組んでおり、国からのワクチン供給にもよりますが、希望者

全員を10月下旬までには終えたいと考えております。

次に、8月豪雨災害の状況であります。8月11日から累積雨量は1,000ミリを超え、数十年に一度という異常気象は、もはや異常とは言えない状況となっております。被害状況は、武雄市や嬉野市、大町町など県内との比ではありませんが、床下浸水1件、家屋の被害2件、町道、農道、林道など数か所の被害を把握しており、早急な復旧を図ってまいりたいと考えております。現在は、被害の大きかった他市町へ災害応援として職員を派遣している状況であります。

それでは、報告第2号から順を追って提案理由を説明させていただきます。

報告第2号は、令和2年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

財政の状況を見極める実質赤字比率などの4つの指標並びに公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告いたします。

健全化判断比率を御覧ください。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は黒字となっているため、算定なしということでございます。

実質公債費比率は4.5%で、いずれも早期健全化の基準あるいは財政再生の基準を下回っております。

また、次の公営企業会計に係る資金不足比率につきましても、全て黒字であったため算定なしとなり、昨年同様に、本町は法に基づく健全化の判断基準で申しますと、財政は比較的健全な自治体ということになっております。

次に、議案第47号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

令和3年度太良町一般会計補正予算（第5号）は、保育所等施設修理整備など事業費補助金、並びに新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る歳入予算額及び歳出予算額の補正について、去る7月5日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき本会計の補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

それでは、7ページを御覧ください。

児童福祉総務費の保育所等施設修理整備等事業費補助金36万9,000円は、多良保育園の園舎軒裏の一部に剥離が生じ、コンクリート片等が落下するおそれがあるため、安全対策として当園にて実施される新たな下屋の設置に対する補助金であります。

予防費の時間外勤務手当393万1,000円は、本年7月までに前倒しとなった高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種に係るもので、日程の短縮により生じる業務量の増加に伴うものであります。財源については、全額6ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事

業費補助金となっております。

また、保育所等施設修理整備等事業費補助金については、財政調整基金繰入金で財源調整をいたしております。

今回の専決については、保育園の安全確保、また高齢者へのワクチン接種の7月完了を目指し、早期に実施する必要があったため専決処分したもので、歳入歳出それぞれ430万円を追加し、補正後の予算総額を77億9,390万9,000円といたしております。

次に、議案第48号は、太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、デジタル改革関連法が施行されたことに伴い、条例改正を行うものであります。

改正内容は、情報ネットワークシステムの設置、管理主体が総務大臣から内閣総理大臣へと変更されたことと、番号法の規定に特定個人情報の提供が認められる場合の規定が追加されたことで、引用する本条例の当該番号を繰り下げる条文整理を行うものであります。なお、適用を法の施行に合わせ、令和3年9月1日といたしております。

次に、議案第49号は、太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、デジタル改革関連法が施行されたことに伴い、条例改正を行うものであります。

改正内容は、番号法の規定に特定個人情報の提供が認められる場合の規定が追加されたことで、引用する本条例の当該番号を繰り下げる条文整理を行うものであります。なお、適用を法の施行に合わせ、令和3年9月1日といたしております。

次に、議案第50号は、令和2年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和2年度の決算状況につきましては、決算書の207ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

令和2年度の歳入歳出決算額は、歳入総額92億4,783万3,000円、歳出総額90億4,735万円、歳入歳出差引き額2億48万3,000円となっております。この差引き額につきましては、翌年度へ繰越明許費繰越額として6,630万9,000円を繰り越し、財政調整基金積立金に6,800万円、残りの6,617万4,000円を翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、財産関係について御説明いたします。

290ページを御覧ください。

令和2年度末の土地及び建物で、土地の面積は1,630万3,111平方メートル、建物の延べ面積は6万3,886平方メートルとなっております。

出資金につきましては、292ページを御覧ください。

令和2年度末の出資による権利の現在高は、6,427万5,000円となっております。

有価証券につきましては、令和2年度末で5万円となっております。

物品につきましては、293ページから297ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

基金につきましては、298ページを御覧ください。

令和2年度末の基金積立金の状況は、一般会計で68億4,036万2,000円、特別会計では国民健康保険給付費基金が7,842万円、簡易水道事業基金が6,267万2,000円、一般会計と特別会計の合計では69億8,145万4,000円となっております。

定額運用基金の運用状況につきましては、299ページを御覧ください。

令和2年度末の基金運用状況ですが、育英資金貸付基金の総額は9,603万9,931円で、うち1,180万4,000円が貸付けとなっております。

印紙類購入基金の総額は300万円で、うち190万3,200円を佐賀県証紙として保管しております。

肉用牛飼育事業基金の総額は1億1,936万3,669円で、うち1,346万2,932円を肉牛として貸し付けております。

令和2年度一般会計決算につきましては、以上であります。

次に、議案第51号は、令和2年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和2年度の決算の概要につきましては、決算書の222ページを御覧ください。

歳入総額1億3,388万5,000円、歳出総額1億3,345万2,000円、歳入歳出差引き額43万3,000円となっております。この差引き額につきましては、翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第52号は、令和2年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和2年度の決算の概要につきましては、決算書の259ページを御覧ください。

歳入総額15億5,273万1,000円、歳出総額13億7,460万円、歳入歳出差引き額1億7,813万1,000円となっております。この差引き額につきましては、国民健康保険給付費基金に8,910万円、残りの8,903万1,000円を翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第53号は、令和2年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和2年度の決算の概要につきましては、決算書の272ページを御覧ください。

歳入総額5,509万6,000円、歳出総額5,315万7,000円、歳入歳出差引き額193万9,000円となっております。この差引き額につきましては、翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第54号は、令和2年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和2年度の決算の概要につきましては、決算書の289ページを御覧ください。

歳入総額1億647万7,000円、歳出総額1億221万6,000円、歳入歳出差引き額426万1,000円となっております。この差引き額につきましては、基金積立金に220万円、残り206万1,000円を翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第55号は、令和2年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和2年度の剰余金の処分につきましては、決算書の5ページを御覧ください。

当年度未処分利益剰余金1億6,659万229円のうち100万円を減債積立金に積立て、残金を翌年度に繰り越すものであります。

令和2年度の決算の概要につきましては、1ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、事業収益5,799万9,330円、事業費4,292万3,674円、差引き1,507万5,656円となっております。

資本的収入及び支出につきましては、2ページを御覧ください。

資本的収入0円、資本的支出は1,819万3,213円で、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1,819万3,213円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分数で補填しております。

次に、議案第56号は、令和2年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和2年度の剰余金の処分につきましては、決算書の6ページを御覧ください。

令和2年度の純利益1億6,711万8,740円を未処分利益剰余金とするものでございます。

7ページを御覧ください。

当年度未処分利益剰余金1億6,711万8,740円を減債積立金に積み立てるものでございます。

令和2年度の決算の概要につきましては、1ページを御覧ください。

まず、収入につきましては、第1款. 病院事業収益が12億8,794万8,744円、第2款. 訪問看護ステーション事業収益が3,250万3,721円、第3款. 居宅介護支援事業収益が1,479万3,600円、第4款. 通所リハビリテーション事業収益が2,994万2,577円で、収入合計13億6,518万8,642円となっております。

次に、支出につきましては、2ページを御覧ください。

第1款. 病院事業費用が11億2,140万7,387円、第2款. 訪問看護ステーション事業費用が3,316万994円、第3款. 居宅介護支援事業費用が1,267万9,242円、第4款. 通所リハビリテーション事業費用が3,082万2,279円で、支出合計11億9,806万9,902円となっており、差引き1億6,711万8,740円の利益計上となりました。

次に、資本的収入及び支出であります、3ページを御覧ください。

まず、支出のほうから申し上げます。

第1款. 資本的支出の第1項建設改良費は、総額5,493万6,810円を執行しております。

次に、第2項企業債償還金として、6,384万8,691円を支払っております。

これらに対する財源といたしましては、収入の第1款. 資本的収入の第1項一般会計からの出資金6,183万5,000円、補助金1,639万4,502円を充当し、不足分の4,055万5,999円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、議案第57号は、令和3年度太良町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ2億6,547万8,000円を追加し、補正後の予算総額を80億5,938万7,000円とするものであります。

それでは、歳出の主なものから御説明いたします。

補正予算書の17ページを御覧ください。

一般管理費の行政手続等における押印等の見直し支援業務委託料277万2,000円は、令和2年7月の総務省通知を踏まえ、行政手続等における押印、書面、対面規制の見直しを図るものであります。

企画財政管理費の移住定住促進事業補助金250万円は、当初の見込みを上回る申請が見込まれることにより増額するものであります。

民間賃貸住宅等建設促進事業補助金900万円は、1戸当たりの床面積が30平方メートル以上50平方メートル未満で、1戸当たり150万円の6戸を見込んでおります。これは、町民の住環境の向上と移住・定住の促進を図ることを目的として太良町内に賃貸住宅または立地企業の従業員宿舎を建設する者を対象として交付するもので、今回の補助は株式会社肥前電力により建設される共同住宅に対するものであります。

下水道等事業基金費の基金積立金193万9,000円は、漁業集落排水特別会計の令和2年度決算に伴う剰余金を積み立て、また山林育成基金費の基金積立金2,024万7,000円は、令和2年度における町有林間伐材売払収入分を積み立てるものであります。

19ページを御覧ください。

心身障害者福祉総務費の国庫支出金精算返納金280万5,000円及び県支出金精算返納金121万5,000円は、障害者自立支援給付費国庫負担金、同じく県費負担金など、障害者支援に係る各事業に対する令和2年度の額の確定に伴う精算返納金であります。

児童福祉総務費の保育所等業務効率化推進事業費補助金113万6,000円は、登園、退園管理や保護者への連絡、保育要録の作成など、関係事務を統合したシステムを導入することで保育所等におけるICT化の推進を図るものであります。今回の補正は、松濤保育園及び大浦ふたばこども園が対象となっております。

子育て世帯生活支援特別給付金355万円は、算定時の見込みを上回る対象者となることが想定されたため、その見込み数を131人から202人とするものであります。なお、特別給付

金の額は、1人当たり5万円となっております。

次のページを御覧ください。

予防費の行政事務職員報酬85万8,000円からコピー機リース料20万5,000円までは、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る本年10月から翌年3月までに要する経費を見込み計上いたしております。本年9月までの経費については、令和2年度の繰越明許費で対応しているところがございます。

21ページを御覧ください。

農地費の防災重点農業用ため池看板設置工事550万円は、転落防止及びハザードマップの周知を目的として、小浦川内、杉谷、高野など全8か所に看板を設置するものであります。

次のページを御覧ください。

商工業振興費の地域経済循環創造事業費補助金5,000万円は、金融機関等と連携して地域資源を生かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的として交付するもので、有限会社田嶋畜産の本社及び工場の新築移転を対象とするものであります。

サプライズ花火補助金128万円は、太良町商工会が主催となって、「元氣ば出そう！コロナに負けんばい！」のスローガンの下、町民の皆さんが元気になるようにとの思いから開催されるミニ花火大会に対する補助金であります。なお、新型コロナウイルス感染防止の面からサプライズとされておりますので、打ち上げ場所については控えさせていただきます。御理解をお願いいたします。

23ページを御覧ください。

防災費の防災行政無線整備事業実施設計委託料1,027万7,000円の減額は、企画提案方式による業者選定の結果、実施設計の外部委託の必要がなくなったことに伴う減額であります。

防災行政無線整備事業1億7,200万円は、既設の無線設備が導入より17年を経過し老朽化が進んでいること、また電波法の改正により改正後の規格に適合させる必要が生じたことから施設全体について再整備を行うもので、各世帯へ戸別受信機の設置を計画しております。なお、整備計画は令和3年度から4年度にかけての2か年の継続事業とし、総額で4億3,000万円を見込んでおります。年割額は、3年度が1億7,200万円、令和4年度が2億5,800万円としております。

次のページを御覧ください。

社会教育総務費の新型コロナウイルスPCR検査補助金246万4,000円は、令和4年成人式参加者を対象として昨年度と同様にPCR検査に係る費用を補助するもので、1人当たり2万2,000円を上限とし、112人分を見込んでいるものであります。

農地等災害復旧費の農地等災害復旧事業200万円は、本年8月の豪雨で被災した中尾地区の農道1か所に係る災害復旧費であります。この災害は、昨年被災した箇所が増破したもの

で、復旧工事に当たっては同時施工が望まれるため早期の予算計上となったものであります。なお、ほかの災害箇所においては、査定後に予算計上をさせていただきたいと思っております。

また、各歳出予算に計上しております人件費の補正は、令和3年度における支給額の決定による勤勉手当の減額等であります。

次に、歳入について御説明いたします。

12ページを御覧ください。

普通交付税の補正は、令和3年度の額の決定によるものであります。

次の分担金から13ページの県補助金までの補正は、歳出事業費の特定財源として計上いたしております。

なお、13ページの農山漁村地域整備交付金6,000万円の減額、次の森林環境保全整備事業費補助金6,000万円は、橋梁補修を対象とする補助事業の変更に伴う予算の組替えであります。

一般寄附金の350万円は、昨年度の災害からの早期復旧や新型コロナウイルス対策に向けた取組などへの支援として、太良町建設業協会、太良町建築業協会、田口創建それぞれから寄附を頂いたものであります。寄附額については、寄附者の方の申出により控えさせていただきます。

また、14ページの特別会計繰入金及び繰越金の補正は、令和2年度の決算に伴う精算及び剰余金の財政措置によるものであります。基金繰入金については、今回の補正に係る財源調整や移住定住促進事業補助金、新型コロナウイルスPCR検査補助金の補正増、及び財源組替えに伴うふるさと応援寄附金基金繰入金の増額となっております。

次のページを御覧ください。

町債の補正は、臨時財政対策債の額の決定に伴う減額、及び防災行政無線整備事業に係る緊急防災・減災事業債の増額となっております。

6ページを御覧ください。

第2表の継続費につきましては、歳出で御説明しました防災行政無線整備事業に係る事業費の総額及び年割額を示しているものであります。

次のページを御覧ください。

第3表の地方債補正につきましては、先ほど御説明いたしました臨時財政対策債の額の決定、及び緊急防災・減災事業については防災行政無線整備事業の算定による起債額の変更であります。

一般会計につきましては、以上でございます。

次に、議案第58号は、令和3年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入については、6ページを御覧ください。

繰越金43万3,000円は、前年度の決算剰余金を繰り越すものであります。

歳出については、7ページを御覧ください。

一般会計繰出金43万3,000円は、前年度の決算剰余金を一般会計へ繰り出しするものであります。

次に、議案第59号は、令和3年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入については、6ページを御覧ください。

繰越金8,903万円は、前年度の決算剰余金を繰り越すものであります。

歳出については、7ページを御覧ください。

一般被保険者保険税還付金114万8,000円及び一般被保険者還付加算金3万2,000円は、国保被保険者の所得更正や社保加入等があった場合に生じる保険税還付金及び還付加算金について、当初の予定を上回る支出が見込まれることによる増額であります。

一般会計繰出金129万9,000円は、前年度の事務費繰入金の額の確定に伴う返納金であります。

繰越金残額の8,655万1,000円につきましては、予備費に計上いたしております。

次に、議案第60号は、令和3年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてであります。

6ページを御覧ください。

歳入の繰越金193万8,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものであります。

7ページを御覧ください。

歳出の一般管理費193万8,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴う一般会計への繰出金であります。

次に、議案第61号は、令和3年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてであります。

6ページを御覧ください。

歳入の前年度繰越金240万1,000円の減額は、前年度繰越金の確定に伴うものであります。

7ページを御覧ください。

総務費の31万8,000円の減額は、令和3年度における支給額の決定による勤勉手当及び共済組合負担金の減額であります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第62号は、令和3年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

3ページを御覧ください。

収益的支出の配水及び給水費 7 万9,000円の減額及び総係費 8 万4,000円の減額は、令和 3 年度における支給額の決定による勤勉手当及び共済組合負担金の減額であります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

引き続き、議案第50号から議案第56号までは、令和 2 年度会計の決算認定について提出しております。つきましては、山崎代表監査委員に決算審査の過程及びその結果についての報告を求めます。

○代表監査委員（山崎朝彦君）

皆さんおはようございます。

本年 4 月 1 日付で監査委員の任命をいただき、業務に努めておるところでございますけれども、何分不慣れでございますので、皆様方の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

それでは、町長より審査に付されました令和 2 年度太良町水道事業会計及び町立太良病院事業会計を令和 3 年 6 月 25 日に、太良町一般会計、特別会計並びに定額運用基金の運用状況を令和 3 年 6 月 29 日、30 日と、それから 7 月 5 日、6 日の 4 日間にわたり審査いたしましたので、監査委員を代表し、その概要を申し上げます。

詳細につきましては、待永監査委員と合議により審査意見を集約し、配付いたしております決算審査意見書のとおりではありますけれども、要点について申し上げます。

なお、審査意見書は1,000円単位としておりますので、決算書とは若干数値等が異なるところがございますけれども、御了承願いたいと思っております。

まず、一般会計と特別会計につきましては、審査に付されました太良町各会計の決算書類が関係法令に沿って作成され、太良町の財政状態を適正に表示しているか、各事業が福祉の増進また経済性を発揮されたかを検証するため、会計帳票等との照合を行うとともに、関係職員からの事情聴取による審査、例月出納検査等の資料に基づき審査を実施したところであります。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書等は関係法令に準拠して作成され、その計数は関係帳票等と符合しており、決算書におきましては適正に表示されていることを認めたところでございます。

次に、予算の執行につきましては、目的に沿って執行されており、12の積立基金についても適正に運用され、また定額運用基金の運用状況につきましても決算書記載のとおりであることを認めました。

一般会計決算は、歳入総額92億4,783万4,000円、歳出総額90億4,735万1,000円、また特別

会計決算は歳入総額18億4,819万円、歳出総額16億6,342万7,000円となっており、本年度の一般会計、特別会計では歳入総額110億9,602万4,000円、歳出総額107億1,077万8,000円となり、3億8,524万6,000円の黒字となっております。

また、一般会計の町税収納状況を見ますと、調定額8億5,154万4,000円に對しまして、収入未済額は1,629万7,000円となっており、新型コロナウイルス感染症に対する影響を緩和するため納税を猶予する政策が取られていることから、前年度比で56%増加しております。

また、寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の増加により対前年度比で6.5%の増となっており、さらなる事業の推進が図られておりました。

そのほか、各特別会計におきましても、適正に執行されておりました。

続きまして、定額運用基金の運用状況についてでございますけれども、育英資金貸付基金、肉用牛飼育事業基金、印紙類購入基金の3つの基金は、それぞれ目的に沿った運用がなされておりました。

次に、水道事業会計及び町立太良病院事業会計において審査に付されました決算報告書等についてでございますけれども、地方公営企業法等関係法令に沿って作成され、当事業の財政状態を適正に表示しているか、また経済性を発揮されたかを検証するため、会計帳票との照合を実施、それから関係職員からの事情説明、併せて例月出納検査等の資料も参考に審査を実施したところであります。

審査の結果、当年度の経営状況及び財政状態につきましては、両会計とも適正に表示されておりました。

水道事業会計の損益計算書を見ますと、総収益5,280万9,000円、対前年度比119万1,000円の増、総費用3,888万1,000円、対前年度比407万2,000円の減となり、1,392万8,000円の黒字計上となっております。

今後も給水人口は年々減少していくと推察される中にありまして、継続的な施設整備は水道事業にとって必要不可欠なものでございます。今後も中・長期的な運営計画の下、経営の効率化を図っていただくようお願いいたします。

次に、病院事業会計におきましては、収入合計額13億6,518万9,000円、支出合計額11億9,807万円、差引き1億6,711万9,000円の黒字でありました。令和2年度は、診療報酬の改定がありましたけれども、医業収入への大きな影響は見られておりません。そのような中、入院基本料の基準を上げることで利用料の増加が図られておりました。また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で感染症患者の受入れ病床の確保等もあり、入院患者、外来患者とも大幅な患者数の減となり、医業収益に大きな影響がありましたが、このような状況の中で国や県からのコロナ対策補助金の交付で黒字経営を保たれておりました。今後も新型コロナウイルスなどの不測の事態にもきちんと対応され、地域医療の中心的役割を担う病院としての事業展開を期待しております。

次に、令和2年度太良町健全化判断比率及び資金不足比率の審査につきましては、いずれも適正基準指標となっており、健全な運営をされていると認めます。

最後に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国内はもとより町内でも景気の悪化が懸念される中、町税やふるさと応援寄附金をはじめとした自主財源の確保に努めるとともに、基金の運用等につきましても検討を図られるようお願いいたします。

以上で令和2年度太良町各会計及び企業会計の審査意見についての概要報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

ありがとうございました。

以上で代表監査委員の報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 委員長報告

○議長（坂口久信君）

日程第5. 委員長報告。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（川下武則君）

皆さんおはようございます。

委員長の報告をする前に、総務常任委員長の報告の訂正をしましたことを皆さんに御報告いたします。

それでは、議長の許可を得ましたので、総務常任委員会の所管事務調査を報告いたします。

令和3年6月定例会におきまして付託されました所管事務調査につきまして、本委員会は去る7月16日に終末期医療について及び放課後児童クラブの運営についてをテーマに調査をいたしました。

初めに、終末期医療についてですが、町立太良病院の院長及び事務長から説明を受けた後、意見交換会を行いました。人生の最終段階を終末期と呼び、医学的には様々な治療によっても回復が見込めず、死へ向かって衰弱すると予想される期間とされておりますが、明確な定義はないとのことでした。

本町での死亡原因は、老衰が近年増加し、がんを抜いて1位となっております。また、死亡の場所については病院が大半を占めておりますが、人生の最期をどこで迎えたいかというアンケートでは自宅を希望される方が半数を占めており、本人の生き方を尊重し、本人の希望に添った医療、ケアの提供が求められています。

終末期医療の方法としては、身体的、精神的苦痛を緩和させる緩和ケアや緩和医療などがあり、中には生命維持の判断が必要な心肺蘇生や人工呼吸器の使用など、その判断について本人や家族に相談することが多いことから、日頃からのお互いの意思の共有が必要となっています。終末期医療は、住民の方の支えとして非常に重要であり、質量ともに充実した内容の実施が期待されています。本人の希望、周囲の状況、医療の取組など様々な事情がありますが、町立太良病院の目標である「太良町に住む全ての人々が人生の最期まで住み慣れた場所で自分らしく安心して暮らせるまちづくりに貢献すること」を使命として、今後も実施していただきたいと思えます。

次に、放課後児童クラブの運営についてであります。今回は嬉野市を視察しました。

嬉野市の小学校は全部で8校あり、放課後児童クラブの設置数については、民設民営の1クラブと公設民営の16クラブの合計17クラブとなっています。また、公設民営の16クラブについては、嬉野市社会福祉協議会に委託され、令和2年度実績で約1億1,700万円を支出されておりました。クラブの開設時間は、月曜日から金曜日までは放課後から19時まで、土曜日は7時30分から19時までで、長期休業期間中は月曜日から土曜日まで7時30分から19時までとなっています。利用児童数は、過去5年間はほぼ横ばいで、今後は若干の増加が見込まれています。令和3年度は597名の児童が登録し、毎日38名の常勤支援員さんが業務に当たっています。また、非常勤の指導員さんが60名登録され、働きたい曜日に設定が可能で、短時間でも働ける雇用体制となっておりました。

令和3年度の放課後児童クラブ関連予算は約1億7,000万円で、子供たちのために予算をしっかりと確保され、そのうち嬉野市単独での支出額は5,000万円となっておりました。学校側との調整や話し合いも柔軟に行われており、運営の後押しとなっておりました。

クラブの概要等など説明を受けた後は、現地を視察しました。嬉野市には学校の空き教室を利用したクラブと学校の施設内に新設されたクラブがあり、その両方を視察しましたが、特に新設のクラブでは児童1人当たりにつき必要な面積である1.65平米以上が完全に確保されており、広々とした教室、子供たちが利用しやすいトイレなど、子供たち目線の設計が目立ち、安心して過ごしやすい環境の中で子供たちが楽しく元気に過ごしておりました。

本町では、建物を新設することは難しいかもしれませんが、今ある施設を有効利用しながら安全・安心な居場所としての機能を発揮し、学校、地域、保護者、行政が一体となって子供たちの成長を支えていけるよう取り組んでいきたいと思えます。

以上をもちまして総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

質疑の方ありませんか。

○11番（久保繁幸君）

ただいま委員長の報告書修正のおわびがございましたが、今後修正差し替え等は、質問書

提出期限前にやっていただくことをお願いいたします。質問の提出をして、質問差し替えが3日ぐらい前だったら私たちはおろおろしますからね。よろしくお願いいたします。

それでは、質問いたします。

終末期医療は、様々な治療によっても回復が見込めず、死へ向かって衰弱すると予想される期間とのことで、終末期医療において本人や家族とのお互いの意思の共有が必要になってくるとの報告ではありますが、具体的にどのようなことを共有しておくのか、また意識がない方や延命を希望されない方などの場合、どのような措置をされるのか。

2点目は、放課後児童クラブにおいて、民設民営と公設民営ではどのような点が違うのか、また民設民営の児童数と令和3年度の予算は幾らぐらいあったのか、お尋ねいたします。

○総務常任委員長（川下武則君）

まず、終末期医療についてですけど、本人が希望する医療場所、それと治療内容、終末期に受けたい、受けたくない医療を前もってしとくことが大事だと。とにかく本人の意思がきちっと確認できるうちに、それをちゃんとお医者さん側と話をしとくということです。

続いて、最期、本人の意識がなくなったときにどうするかということなんですけど、御本人と家族さんと一致した見解をその時点で前に示しとくといいですか、それに沿って町立太良病院ではそのように進めているということです。そのときに延命治療も含めてしないでくれということであれば、延命治療はしないと。本人さんの意思に従ってやっていくということを確認しております。終末期医療については、以上です。

続いて、放課後児童クラブについてですけど、実は数年前に待機児童の問題があったときに嬉野市の方がお一人、自分で子供たちのためにということで民間でされたというのが事の始まりみたいです。補助金については、それなりの金額を頂いてるといいですか、令和3年度の見込額なんですけど、予算は民営の方も1,718万円余りを嬉野市から頂くというふうに聞いております。あと、補助金には上限があって、この上限を超えない範囲内ですていくということです。

公設民営と民設の違いというのが、公設の場合は学校との連帯が取りやすいんですけど、民設の場合は学校の敷地外にあるもんですから、遠くの子供たちはそこまでタクシーで来たりとか、そういうのが違うみたいです。嬉野小学校の子供たちは歩いてそこに行ってるみたいですけど、轟小学校の子供たちは遠いもんですからタクシーで来たりとかしながら放課後児童クラブに通ってるという現状、一応そういうことです。

以上で質問の答えになるかどうか分かんないですけど。（「民設の児童数は分かりますか」と呼ぶ者あり）

児童数は、民設のところは43名だったですね。

終わります。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

委員長は自席にお戻りください。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（竹下泰信君）

皆さんおはようございます。

議長の許可を得ましたので、去る6月議会において付託されました所管事務調査について御報告いたします。

経済建設常任委員会では、令和2年7月に発生した豪雨により町内に多大な被害をもたらしました梅雨前線豪雨災害について、町民の日常生活を取り戻すことはもとより、町民に安心感を持ってもらう、農林業への影響を最低限にとどめてもらうよう、被害内容と復旧状況、今後の復旧計画等について建設課に聞き取りをしながら意見交換を行いました。その後、被災箇所の現地確認を行ったところでございます。

令和2年7月の梅雨前線豪雨災害の概要としましては、県内で7月6日の朝から夕方にかけて局地的に猛烈な雨が降り続き、町内でも15時からの1時間雨量で94ミリ、6日から7日にかけての24時間雨量で448.5ミリと、記録的な大雨となったところでございます。

被害の状況としましては、家屋の床上浸水が25戸、床下浸水が45戸、公共土木施設関係では、町道60か所、町河川10か所、合計70か所、被害額は約2億8,300万円となりました。農地、農業用施設関係では、農地300か所、ため池1か所、水路20か所、農道が20か所、合計341か所。主な被害額は、農地と農業用施設合計で6億6,700万円の被害がありました。林道関係では、75か所、4,250万円が被害を受けているところです。

災害復旧に対する費用の負担率は、通常国が66.7%、町が33.3%でありますけれども、令和2年度梅雨前線豪雨災害については激甚災害の指定がなされましたので、公共土木施設、いわゆる町道、町河川ですけれども、これについては国が79.3%、町が20.7%となっております。農地については、通常国が50%、町が35%、受益者が15%となっておりますけれども、激甚災害に指定されたことで、国が97.4%、町が1.82%、受益者が0.78%となっております。農業用施設についても、通常国が65%、町が31.5%、受益者が3.5%のところ、国が99.6%、町が0.36%、受益者が0.04%となりました。なお、町単独災害復旧事業の受益者負担率は、農地で30%、農業用施設で10%となっております。

現在までの災害の復旧状況と今後の予定ですけれども、公共土木施設の町道については、令和2年度に24か所、事業費として3,587万円、令和3年度に22か所の事業として1億2,295万円、河川が令和3年度に6か所、6,080万円の計画となっております。農地、農業用施設では、令和2年度にオレンジ海道の応急工事1件で882万円、令和3年度に農地56か所、農業用施設18か所、約2億3,787万円を発注予定となっております。林道については、令和2年度に国庫補助事業で2か所、379万円を、令和3年度は町単独事業として3か所、600万円

で実施の予定となっており、迅速な復旧が望まれているところでございます。

現地視察については、町道中路線、次葉深線、高野川の頭首工、多良川の越流箇所にも足を運びましたけれども、改めて昨年の被害の大きさを実感したところでございます。

昨年の被害については、いわゆるゲリラ豪雨、線状降水帯の発生など、異常気象により集中的に雨が降り続いたことで発生したと考えられます。そのことにより河川の水位が上昇し橋桁に流木等が引っかかるなど、複合的な原因で民家の浸水など大規模な被害につながったものと思われます。近年の異常気象による降雨状況を見れば、以前と比較して雨の降り方が違ってきており、想定を超えた災害が頻発しています。農地、農業用施設などの災害復旧対策については、農業経営者、特に若い農業経営者の経営意欲にも影響を及ぼしますし、対策によっては耕作放棄地の増加を助長する心配があります。

このような災害対策として、町道、河川について、路面排水処理や護岸のかさ上げ、河川のしゅんせつ、橋脚の本数を減らす対策など、中・長期的な計画と大胆な改修や復旧事業費の受益者負担率のさらなる軽減などの取組が必要ではないかと考えています。そのためには、国と県と連携した積極的な防災行政の充実が必要と思われまます。

以上をもちまして経済建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

質疑の方ありませんか。

○9番（所賀 廣君）

許可をいただきましたので質問いたしたいと思いますが、被害のうちの災害復旧で、受益者の負担率についてという部分を質問してみたいと思います。

報告書の中で、農地の災害復旧費用負担率は、昨年激甚災害に指定されたことで受益者の負担割合が0.78%だと書いてあります。これは安い負担率と思いますが、受益者の高齢化などもあって、今さら負担してもと考えられる方もおられるのではないかとというふうに考えます。この0.78%、激甚災害でない場合は15%、あるいは町単独での災害復旧の場合は30%というふうにあります。この負担を町で補うのはどうなのかなと考えます。本来ならば、これは委員長に答弁をお願いするものではないのかなと、執行部に質問を向けていくのが筋であろうというふうに思いますが、あえてこれについて委員長がどのように思われるのか、そのお考えについてお尋ねをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○経済建設常任委員長（竹下泰信君）

農地が激甚災害を受けた場合の災害復旧費用の受益者負担率については0.78%ということで安いと思いますけれども、高齢者の受益者の中には負担してまで復旧はどうかと、望まれない方もおられるんじゃないかということで、この負担率の金額については町が負担してはどうかという所賀議員の質問だというふうに思いますけれども、これについて回答していきたいと思ひます。

所賀議員が言われたとおり、本来この内容については執行部が回答する案件と考えておりますけれども、あえて個人的な見解として回答をしたいというふうに思います。

受益者負担率を金額に換算しますと、例えば100万円の工事費については受益者負担額が7,800円ということになります。1,000万円の工事で7万8,000円、1億円の工事で78万円となりまして、決して受益者負担額は高くはないんじゃないかというふうに考えています。また、個人所有の固定資産が災害に遭った場合については、幾らか個人負担をするのはやむを得ないのではないかと思いますし、復旧工事をしていたほうがその農地を貸借する場合、あるいは売買する際も優位に働くんじゃないかというふうに考えております。ただし、他の資産も災害などに遭ってどうしても受益者負担額の支払いができない場合については、支払い時期の延長など何らかの対応策が必要ではないかというふうに考えております。

農地の受益者負担率については、先ほど所賀議員も申し上げられましたけれども、通常災害では15%、町単独災害復旧事業では30%となっています。むしろこの負担率の軽減が必要ではないかというふうに考えております。ぜひこの辺については執行部の前向きな検討をお願いして、回答といたします。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

委員長は自席にお戻りください。

以上で委員長報告を終わります。

日程第6 決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任について

○議長（坂口久信君）

日程第6. 決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。先ほど町長から提出されました議案第50号 令和2年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定から議案第56号 令和2年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7議案につきましては、議員選任の監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、開会中に審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議案第50号から議案第56号までの決算の認定につきましては、決算審査特別委員会に付託し、開会中に審査することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。ただいま決定されました決算審査特別委員会の委員につきましては、委員会条例第6条第3項及び第4項の規定により、1番山口議員、2番西田議員、3番松崎議員、4番坂口、6番竹下議員、7番田川議員、8番江口議員、9番所賀議員、10番

川下議員、11番久保議員、以上10名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました以上の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前11時8分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（坂口久信君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に川下議員、副委員長に所賀議員が互選された旨の報告がありました。

以上、報告を終わります。

これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会をいたします。

午前11時19分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 西 田 辰 実

署名議員 松 崎 近

署名議員 竹 下 泰 信